



吹田市

文化財ニュース

No. 19

平成10年3月31日

〒564-0001

吹田市岸部北4丁目10番1号

吹田市立博物館

TEL (06) 338-5500

FAX (06) 338-9886



北泉遺跡出土の
彩色を施された弥生土器壺

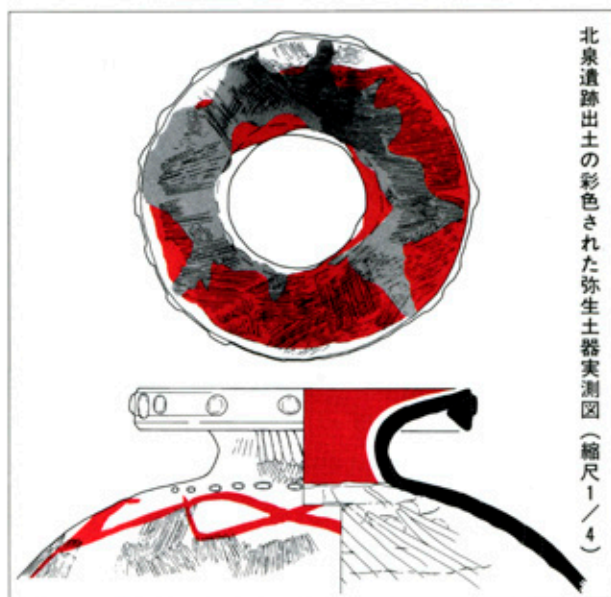


弥生土器細部▶

平成9年4月に泉町5丁目で行われた北泉遺跡発掘調査で、朱色と黒色に彩色を施された弥生土器の壺が発見されました。

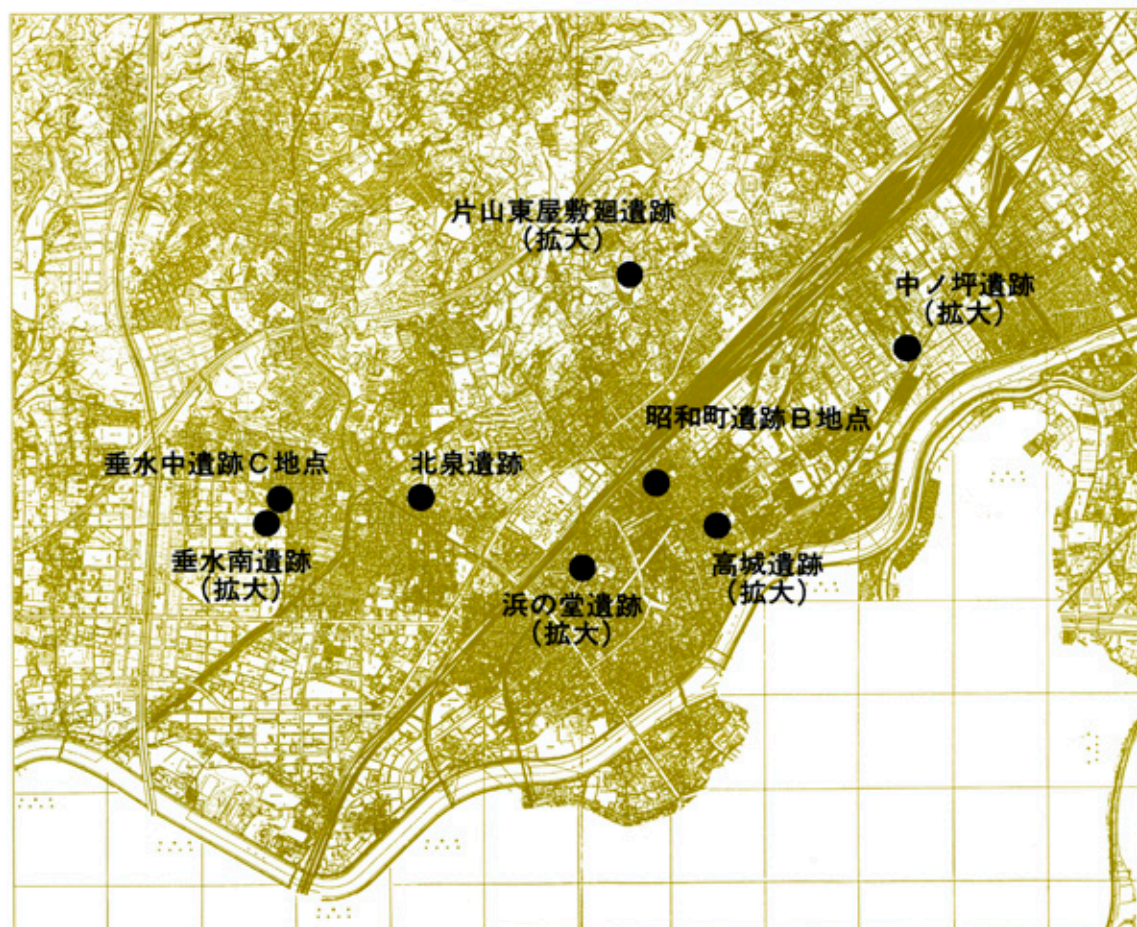
この遺跡は、弥生時代前期（約2300～2400年前）～古墳時代前期（約1600年前）及び近世の遺跡で、北側は急な傾斜面、南側は弥生時代の溝、古墳時代の溝・ピット、江戸時代のピット・池跡・井戸などがみつき、これらの遺構の中や周辺に展開する遺物包含層からは、多量の弥生土器、布留式土器（古墳時代）が出土しました。

今回みつかった彩色土器は、古墳時代の溝の南側の遺物包含層から発見されました。弥生時代後期の壺形土器で、口縁部の外側・頸部の内側に朱色、口縁部上面に朱色と黒色の塗彩が施され、体部上面には彩文が施されていました。



北泉遺跡出土の彩色された弥生土器実測図（縮尺1/4）

平成9年度の文化財保護事業



▲遺跡が新たに発見された地点（●は発見地点を示しています。）

平成9年度は、北泉遺跡・中ノ坪遺跡・昭和町遺跡B地点・高城遺跡・垂水中遺跡C地点が各1件、垂水南遺跡・都呂須遺跡が各2件の7遺跡9件について発掘調査を実施し、その他に70件以上の試掘調査、140件以上の立会を実施しました。（2月末現在）

また、試掘調査などの埋蔵文化財調査によって、昭和町遺跡B地点・北泉遺跡・垂水中遺跡C地点の3か所において新たに遺跡が発見され、垂水南遺跡・高城遺跡・浜の堂遺跡・片山東屋敷廻遺跡・中ノ坪遺跡の5遺跡5件で遺跡の範囲がさらに広がるようになりました。

この他の文化財保護事業としては、平成9年3月31日公布の「吹田市文化財保護条例」が平成9年10月1日に施行されました。今後は文化財の指定や地域文化財の登録などの作業を進め

て行く予定です。

またこの他に、市教育委員会では吹田市内に残る古民家の分布調査を行いました。その結果、幕末から明治期にかけての茅葺き等の建物が吹田市内には150か所以上、明治末から大正期にかけての瓦葺き建物を含むと200か所以上と、早くから都市化が進んだにもかかわらず、吹田市内にはまだ比較的多くの古民家が残されていることがわかりました。なお、これらの古民家のうち、市内二十数か所の古民家について、所有者のご協力をいただき、建築学上の調査を実施させていただきました。

吹田市文化財保護条例について

吹田市文化財保護条例が平成9年10月1日から施行されました。この条例は「文化財が現在及び将来の文化の礎であり、かつ、市、市民及び文化財の所有者が協力して次の世代に引き継がなければならない貴重な国民的財産であることに基づき、その保存活用が適切に行われるよう必要な措置を講ずることにより、市民の文化の向上に資するとともに我が国の文化の発展に寄与することを目的」(条例第1条)として、制定されたものです。

条例の内容としましては、文化財の保存と活用について適切な措置が講じられるように、市の責務や市民、文化財所有者の方々に御協力いただかなければならない事項など、吹田市の文化財保護全般に関わるのが第1章総則において規定されています。第2章以下は保存活用の具体的な方法や内容について定められていて、「市指定有形文化財」、「市指定無形文化財」、「市指定有形民俗文化財」、「市指定無形民俗文化財」、「市指定史跡」、「市指定名勝」、「市指定天然記念物」、の各文化財に係る指定の手順や現状変更の制約、補助、指導や助言など市や教

育委員会が行う事柄を、また管理や公開など指定に伴う所有者の方々の権利義務に関わる事柄を定めています。

また、吹田市文化財保護条例においては、文化財の範囲をひろげ積極的に保護の施策を講ずることができるように「吹田市地域文化財」の登録制度を設けています。これは、指定の文化財以外の文化財であっても、地域の歴史や文化を理解するために必要で欠くことのできない文化財を「吹田市地域文化財」に登録し、所有者の方々と共に市や教育委員会が積極的に保存活用を行おうというものです。文化財の指定制度と地域文化財の登録制度が、お互いを補完しあうことによって、より多くの文化財が保護され、市民の皆様方にも親しんでいただけることになるでしょう。

今後吹田市教育委員会では、文化財の指定や地域文化財の登録を進めるため、市民や文化財の所有者の皆様には御協力をお願いすることがあろうかと存じますが、御理解賜りますようお願いいたします。

吹田市文化財保護条例

- 第1章 総 則 (第1条-第5条)
- 第2章 市指定有形文化財 (第6条-第21条)
- 第3章 市指定無形文化財 (第22条-第27条)
- 第4章 市指定有形民俗文化財及び市指定無形民俗文化財
 - 第1節 市指定有形民俗文化財 (第28条-第32条)
 - 第2節 市指定無形民俗文化財 (第33条-第37条)
- 第5章 市指定史跡名勝天然記念物 (第38条-第42条)
- 第6章 地域文化財 (第43条-第46条)
- 第7章 埋蔵文化財 (第47条-第49条)
- 第8章 吹田市文化財保護審議会 (第50条)
- 第9章 雑 則 (第51条-第53条)
- 第10章 罰 則 (第54条-第56条)
- 附 則

詳しくは、吹田市立博物館文化財保護係までご連絡ください。

〒564-0001

吹田市岸部北4丁目10番1号 TEL(06)338-5500

北泉遺跡の発掘調査（第1次）

北泉遺跡は、平成9年4月に泉町5丁目のマンション建設工事中に発見された遺跡です。そのため、2回に渡る発掘調査がこの地で行われ、主に弥生時代前期から古墳時代前期にかけての遺構・遺物の包蔵が確認されました。

今回発掘調査を実施した地点は、千里丘陵南端、平野と丘陵とが接する急峻な丘陵斜面に位置しています。この斜面

（北区）からは、遺構は発見されませんでした。弥生土器（畿内Ⅰ～Ⅴ様式）、古墳時代前期の布留式土器などの土器が多量に出土しました。

またこれに対し、斜面の下（南区）からは溝やピットなどの弥生～古墳時代の遺構、ため池・井戸・ピットなどの近世の遺構が確認されました。出土遺物についても、北区の斜面と同じ



▲出土した弥生土器長頸壺

ように弥生土器・古墳時代の布留式土器などの土器が多量に出土した他、さらに蛤刃磨製石斧・石庖丁・石鎌・小玉などの石器や銅鎌などの金属製品も出土しました。

これらのことから、付近に弥生時代前期から古墳時代前期にかけての集落が存在したと考え



▲北泉遺跡南区全景（西から）

られます。なお、この遺跡は古墳時代前期まで続きますが、その後の遺構・遺物がみられないことから、古墳時代も後期の頃になると、この集落は移動もしくは解消したものと考えられます。

また、北泉遺跡の西方約800mの地点、垂水町1丁目には垂水遺跡（弥生時代の集落遺跡）、その南方の垂水町3丁目には垂水南遺跡（古墳時代の集落遺跡）が広がっていますが、これらの遺跡と同様に、近江・河内地域や中国・四国地方など、他の地域の土器が多く含まれていたことから、他のいろいろな地域と交流があったことが想像されます。



▲出土した近江系の変形土器

中ノ坪遺跡の発掘調査（第1次）

中ノ坪遺跡は、昭和57年の大阪学院大学校舎建替工事の際に、中世の土器が発見されたことから、その存在が明らかとなった遺跡ですが、近年までその実態はわかってはいませんでした。

平成8年度に行われた岸部南2丁目における試掘調査で、平安時代の人為的な穴（柱穴など）や土器などが発見され、中ノ坪遺跡がさらに西方へ広がることがわかってきました。



▲東側調査区全景（北から）

今回の発掘調査は、マンション建設に先だって平成9年6～7月に行われたもので、地表面下約1.2mから古墳時代と考えられる生活面がみつかりました。この生活面からは柱穴・土坑・ピット・溝など、集落跡と考えられる遺構が多数検出されました。また、その南北両側には東西方向に延びる谷状の落ち込みもみつかり、この遺跡が谷に挟まれた低い丘に築かれていたこともわかってきました。そしてこれらの遺構



▲西側調査区全景（北から）

とともに弥生土器・古墳時代の布留式土器などの土器、柱根などの木製品が多数出土しました。

このことから、岸部南の一带は古墳時代には緩やかな丘と谷の地形が続いていて、その丘の一角に古墳時代の集落が築かれていたものと考えられます。



▲調査風景

垂水南遺跡の発掘調査（第55次）

垂水南遺跡は、吹田市垂水町3丁目から江坂町1丁目に広がる、弥生時代から中世にかけての遺跡です。これまでの発掘調査では、主に古墳時代を中心とした遺構や遺物が検出されており、建物跡や水田畦畔、旧河道などが確認されています。今回の発掘調査は平成9年8～9月にかけて、遺跡の北東部で実施したのですが、ここでも、古墳時代を中心とした時期の遺構・遺物が多数検出されました。

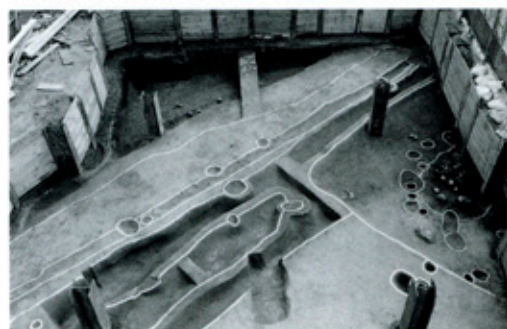
まず、出土遺物についてですが、そのほとんどは土師器と呼ばれる土器で、器種として甕や壺、高杯などがありました。この他、石製の勾玉と白玉が1点ずつ出土しました。

遺構については、ピットや土坑、溝などが検出され、調査区の北西隅と南東隅では、大きな落ち込みがそれぞれ検出されました。そして、落ち込み内からは、土師器壺や先ほどの勾玉などが出土しました。

ここで検出された遺構には一つの特徴がみられ、その遺構の多くが、北東から南西方向へ、磁北から約55度から60度ほど東側に傾いた方位



遺物検出状況



▲調査区南半遺構検出状況



▲調査区北半遺構検出状況
(矢印は弥生時代の溝)



土師器壺

でのびていました。

今回の発掘調査では、明確な建物跡は検出されませんでした。多数の柱穴が検出され、柱材の残存するものもありました。そして、当調査地から西方へ約40mの地点（第4次、第51次調査）では、竪穴式住居跡も検出されており、古墳時代には、当調査地一帯において、住居や倉庫などの建物群が展開していたのではないかと考えられます。また、今回の調査においては、検出部分で方形状を呈し、その中にピットを伴う大型の土坑が1基検出されており、これについては、竪穴式住居跡であるという可能性も考えられます。

なお、今回の発掘調査では、古墳時代の他、少量ではありますが、弥生時代の遺構・遺物も検出されました。出土遺物のほとんどは細片でありましたが、弥生時代の後期に相当するものと考えられる弥生土器片と共に、溝が1条検出されました。この溝は、人為的なものではなく、自然の流路であったようですが、この溝も古墳時代の遺構と同様、北東から南西方向にかけてのびていました。

昭和町遺跡B地点の発掘調査

昭和町遺跡B地点は、平成9年に新規に発見された遺跡です。今回の調査は平成9年4月に建築に伴う調査として実施しました。その結果、地表下約0.6mの黄色粘土層で古墳時代のピット（規模の小さい穴）・落込み等の遺構を検出するとともに、古墳時代の遺物を検出しました。

ピットは径約10～30cmを測るもので、大小併せて47基あり、調査区の北東部及び南半部に比較的集中して検出しました。ピットの一部で一直線に並ぶものがあり、杭列と考えられます。落込みは調査区の南西部で検出し、南西に緩やかに落ち込むものです。

遺物は遺構及び遺物包含層から少量の土器片が出土しました。ほとんどが古墳時代の土師器（甕、高杯、甌）、須恵器（甕、杯、鉢）等の破片です。須恵器は5世紀代に相当する古いものです。

以上のとおり、今回の調査では古墳時代中期の遺構・遺物を検出し、遺構については集落跡の一部とみられます。周辺に目を転じますと、当遺跡の南西約70mに昭和町遺跡が所在しており、かつて落込み遺構から初期須恵器（杯蓋）・土師器など古墳時代中期の遺物が出土しました。両遺跡は同時期頃のもので近距離に所在することから一連の遺跡と考えられ、昭和町一帯に古墳時代中期の集落が展開する可能性が高いといえます。周辺では他に同時期頃の顕著な遺

跡として、千里古窯跡群が北側の千里丘陵に所在しています。ここでは本格的な須恵器生産は6～7世紀にかけて行われましたが、初期須恵器の生産も行われていたことが確認されつつあり、時期的に該当するところもあります。また、当地域の須恵器生産の本拠地は、丘陵南縁から東方にかけての丘陵縁辺部とも考えられており、当遺跡は位置的にも該当することから須恵器生産の本拠地の一部である可能性が指摘できます。

一方、須恵器窯跡群周辺で須恵器の製作・搬出入に関わったと見られる集落については、堺市及び和泉市にまたがって展開する陶邑古窯跡群周辺でのいくつかの検出例の他、千里丘陵においても豊中市新免遺跡で認められるなど各地で近年類例が増加しつつあります。それらの内容については居住だけでなく、居住と須恵器工房を伴うもの、また須恵器の集荷・選別・出荷など流通に関わるものもあります。今回の調査では明確に須恵器窯跡群との関連を断定できる遺構・遺物等を検出できませんでしたが、今後確認できる可能性があり、周辺の調査の進展に期待がもてます。



▲調査区近景（東から）



▲検出遺構（ピット、北から）

都呂須遺跡の発掘調査（第8次）

都呂須遺跡は、内本町1・2丁目に広がる弥生時代から近世に至る集落遺跡です。昭和38年の地下電話線、昭和39年の下水管理設工事の際に土器等の出土があり、遺跡の存在が明らかになりました。

吹田市役所から高浜橋にかけては吹田砂堆と呼ばれるかまぼこ状の高まりが延びています。都呂須遺跡も高浜遺跡、神境町遺跡や宮之前遺跡などの付近の遺跡と同じく、吹田砂堆上に立地しています。

平成9年10月に実施した、今回の発掘調査地点は、早くから市街地化が進んでいたために、地表面からかなりの深さまで攪乱を受けていましたが、地表面から約1.4mになると黄色の砂の層が広がり、この層の上面から鎌倉時代後期～江戸時代の遺構・遺物が多数検出されました。

中世の遺構については、溝やピット、土坑などが多数見つかりました。このうち、溝については、東西方向に延びる大型の溝と南北方向に



▲構跡検出状況（北から）



▲発掘調査地全景（北東から）

延びる小型の溝がL字状に配置されていました。ピットや土坑の殆どはこの内側で検出されており、ピットの中には柱穴と考えられるものもみられることから、こ

れらの溝は住居を区画する溝であり、溝の内側に建物が配置されていたと考えられます。また遺物については、土師器皿、瓦器碗、瓦質の羽釜など、鎌倉時代後期から室町時代前期の遺物が出土しました。またこの他に、近世・近代の井戸が4基見つかっており、ここからは瓦などが多数出土しました。

今回の調査の結果、当地は鎌倉時代後期以降には、旧吹田の集落の一角に位置し、屋敷地だったものと考えられます。

吹田の地は、平安時代以降、西国と京都を結ぶ、三国川（今の神崎川）における河川交通の中継地のひとつだったことから、今回見つかった遺構についてもこれと関連したものである可能性が考えられます。



▲見つかった江戸時代の井戸
（木製の枠が残っていました）